

「総合事業」を利用して介護予防に取り組みましょう！

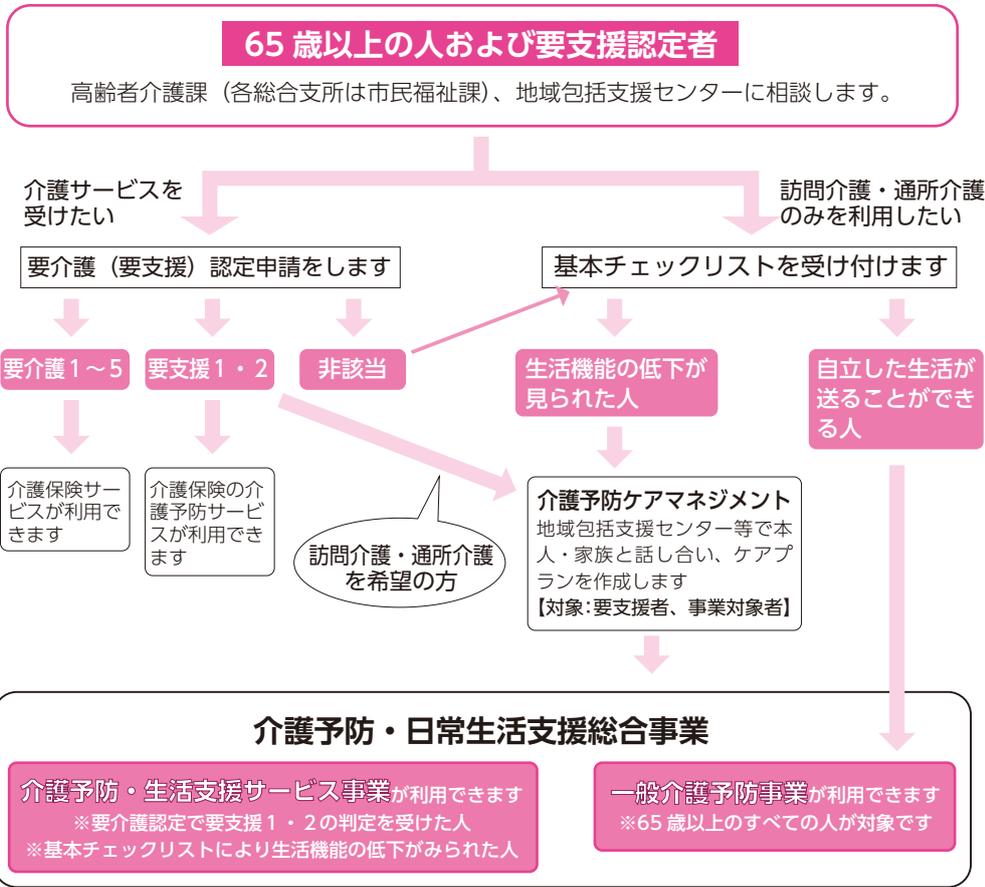
要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

【サービスの流れ】

秩父市総合事業利用の手続きフロー

※総合事業は65歳以上のすべての人を対象とした介護予防事業です。その人の健康や生活機能の状態に合わせて、「介護予防・生活支援サービス事業」や「一般介護予防事業」が利用できます。

◎利用までの流れ



新しい利用者の区分

平成28年4月より、サービス利用者の区分が要介護1~5、要支援1・2に加えて「事業対象者」が増えました。総合事業以外の介護保険サービスが必要な場合には、改めて介護認定申請をして区分を変更する必要があります。

サービス利用者の区分	要介護1~5	要支援1・2	事業対象者
該当方法	介護認定申請をして介護度を受ける	同左	基本チェックリストに該当し、地域包括支援センター等が本サービス利用が必要と判断した場合
利用できるサービス	介護サービス 一般介護予防事業	介護予防サービス 介護予防・生活支援サービス 一般介護予防事業	介護予防・生活支援サービス 一般介護予防事業
支給限度額	認定区分ごとの限度額の範囲	同左	要支援1と同様

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」

がはじまります。

秩父市は4月から、要支援1・2の人が利用できる介護保険サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」を、全国一律の介護保険の介護予防事業から、市が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業（「総合事業」という）の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。今までよりサービスの選択の幅が広がり、一人一人の状態にあったサービス利用で、皆さんの生活と介護予防を支えます。

総合事業のサービス

介護予防・生活支援サービス事業 ※サービス費用の1～2割の自己負担あり	一般介護予防事業	介護予防ケアマネジメント
<p>訪問型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の介護予防訪問介護（ホームヘルプ） 生活援助（買物・掃除・調理等）のみの短時間のヘルパーサービス ※新設 <p>通所型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の介護予防通所介護（デイサービス） 閉じこもり予防のための短時間のデイサービス（送迎つき）※新設 	<p>65歳以上の人を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・役割づくりを大切にしながら自助・互助・共助の仕組みを拡げていく。</p> <p>介護予防普及啓発事業 介護予防の普及・啓発事業や介護予防教室を開催。</p> <p>地域介護予防活動支援事業 地域における「いきいき百歳体操」や「地域サロン活動事業」など、住民主体の通いの場の育成・支援を行う。</p>	<p>地域包括支援センターでは、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように介護予防ケアマネジメントを行う。</p> <p>本人や家族の希望、生活機能の状態などをふまえてケアプランを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートする。</p>

ちちぶ版

地域包括ケアシステムの構築に向けて

構築に向けて

物理的・文化的な生活圏域となっている秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・保健・福祉の関係者、地域の皆さんが密接な連携をとり、安心して生活できるちちぶ版地域包括ケアシステムを構築し、「助け合い温もりの感じられるまちづくり」を目指します。

そのために、単身高齢者や高齢者世帯への生活支援の充実、元気な高齢者の社会参加と地域の支え合う体制づくりを推進するとともに、新たな介護予防・日常生活支援事業に移行し、一体的なサービスを提供します。

問 高齢者介護課 ☎2515205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎7216082

大滝 ☎5510865

荒川 ☎5412116

秩父地域包括支援センター

☎2212582

吉田地域包括支援センター

☎7711134

大滝・荒川地域包括支援センター

☎5311014

地域包括ケアシステムの姿

